

「法規制適合証明書」提出のお願い

セイコーエプソン株式会社
プリンティングソリューションズ事業部
P要素技術・製造部

1,はじめに	…ページ3
2,記入にあたっての留意点	…ページ4
(1) 書式	…ページ4
(2) 提出書類	…ページ4
(3) 製品名称の記入についての注意事項	…ページ4
(4) 省略可能な回答について	…ページ5
(5) 基本情報の入力	…ページ6
(6) 新規化学物質/既存化学物質および該当法令への記入	…ページ10
①, シート「日本」: 各選択肢および記入欄について	…ページ11
②, シート「米国」: 各選択肢および記入欄について	…ページ15
③, シート「欧州」: 各選択肢および記入欄について	…ページ17
④, シート「欧州 P」: 各選択肢および記入欄について	…ページ19
⑤, シート「中国」: 各選択肢および記入欄について	…ページ21
⑥, シート「韓国」: 各選択肢および記入欄について	…ページ22
⑦, シート「各国Inv」: 各選択肢および記入欄について	…ページ24
⑧, シート「法規制以外」: 各選択肢および記入欄について	…ページ26
⑨, シート「製品」: 各選択肢および記入欄について	…ページ27
⑩, シート「有害性」: 各選択肢および記入欄について	…ページ28
⑪, シート「追加情報」: 各選択肢および記入欄について	…ページ30
3,提出先及び問合せ先	…ページ31
(1) 提出先	…ページ31
(2) 記載内容に関する問い合わせ先	…ページ31

近年の市場における環境問題への関心の高まりや、欧州REACH 規則をはじめとした世界各国の化学物質規制法の施行により、益々、化学物質に対する安全性を確認することが求められるようになりました。

弊社では、材料の選択段階に化学物質適正管理に関する各種法規制を確認し、人や環境への配慮がより高い製品の提供を目指しております。

弊社の環境へ配慮した製品づくりの姿勢をご理解いただき、御社よりご提供いただく材料の遵法安全上の要求項目は、物質や安全性情報に精通しておられる当該物質・調剤の製造メーカー様にて御対応頂くことを基本と考えております。

上記の趣旨をご理解いただき、以下の情報提供のご協力をお願いいたします。

2,記入にあたっての留意点

(1) 書式

- ① Microsoft社製のExcel形式になっております。
ご記入にあたっては、PCから直接記入していただけます。

(2) 提出書類

- ① Excelの「提出用」シートを印刷していただき、ご捺印のうえ、原紙をご送付ください。

(3) 製品名称の記入についての注意事項

- ① 単一物質の場合 ⇒ 製品名には、物質名をご記入ください。
- ② 混合物の場合 ⇒ 製品名には、弊社への納入製品名をご記入ください。
- ③ リボンカートリッジまたはトナーカートリッジの場合 ⇒ 外装材料、フィルム材料については、この調査の対象外です。リボンカートリッジの場合は使用しているインク、トナーカートリッジについては使用しているトナーについて法規制適合をご確認下さい。
製品名には、弊社への納入製品名（Sコード/#コード）と使用インク、トナー名をご記入下さい。
(例：S××××××に使用されているインク：××)

2,記入にあたっての留意点

(4)省略可能な回答について

原則「基本情報」シートにすべての構成成分の物質名称、含有量、CAS番号を記載ください。
CAS番号を記載いただいた成分については、**以下の項目以外**は省略いただくことが可能です。

【必須回答項目】

- 1) シート「基本情報」の全て
- 2) シート「米国」の“米国輸出規則（EAR）”
- 3) シート「欧州」の“欧州REACHの登録状況”とEU殺生物性品規則
- 4) シート「欧州P」の全て
- 5) シート「韓国」の“化評法”
- 6) シート「法規制以外」の“動物性油脂由来原料を使用”
- 7) シート「有害性」の全て
- 8) シート「製品」の全て
- 9) シート「追加情報」は必要に応じて記載してください。

※各国のインベントリーに記載されているCAS番号を記載ください。もし複数ある場合には複数のCAS番号を記載してください。

2,記入にあたっての留意点

(5) 基本情報の入力

①“基本情報”シートへ、1、製品名、2、日付、3、会社情報を記入してください。

法規制適合証明書

1、製品名

製品名	ABC-123染料	←対象の製品の名称をご記入ください。
-----	-----------	--------------------

2、日付

日付	2018/12/21	←回答する日付をご記入ください。
----	------------	------------------

3、会社情報

所在地	長野県塩尻市広丘原新田801	←貴社の所在地をご記入ください。
電話番号	0123-45-6789	←貴社の電話番号をご記入ください。
会社名	ABC株式会社	←貴社の会社名をご記入ください。
部署名	品質保証部	←貴部門名をご記入ください。
役職	部長	←貴部門の責任者（部門長以上）の方の役職をご記入ください。
責任者	塩尻 太郎	←貴部門の責任者（部門長以上）の方のお名前をご記入ください。

2,記入にあたっての留意点

(5) 基本情報の入力

②シート“基本情報”へ、4、担当者、5、宛先を記入してください。

4、連絡先（担当者）

電話番号	0800-45-6789	←貴社の担当者の電話番号をご記入ください。
メールアドレス	aaabbbccc@exc.epson.co.jp	←貴社の担当者のメールアドレスをご記入ください。
会社名	ABC株式会社	←貴社の会社名をご記入ください。
部署名	品質保証部	←貴社の担当者の部署名をご記入ください。
担当者	広丘 一郎	←貴社の担当者のお名前をご記入ください。

5、宛先

会社名	セイコーエプソン株式会社	
部署名	CS品質・環境企画部	←依頼があった弊社の部門名を記載ください。
部門長	松本 花子	←依頼があった弊社の部門長名を記載ください。

2, 記入にあたっての留意点

(5) 基本情報の入力

③シート“基本情報”へ、6、構成成分情報を記入してください。

6、構成成分情報（含有量の合計が100%になるようにご記入ください。）

物質名	含有量[%]	CAS No.	意図的添加/不純物
			10:意図的添加 11:意図的添加 (SEC指定) 20:(不純物)
カーボンブラック	15.00%	1333-86-4	10:意図的添加
グリセリン	80.00%	56-81-5	10:意図的添加
添加剤	5.00%	非公開	11:意図的添加 (SEC指定)

- 1) すべての構成成分の物質名称、含有量、CAS番号を記載ください。
- 2) 含有量の合計が100%になるようにご記入ください。
- 3) 化学物質名称、含有量、CAS番号を開示できない場合は、下記の例に従って記入できる範囲で記載をお願いします。

【例】

物質名	含有量	CAS No.
表面処理剤 A	10%–5%	非開示
ポリマー B	15%–10%	非開示
物質 C	75%–65%	非開示

- 4) 構成成分のCAS番号を開示いただける場合には、一部の回答を省略することが可能です。

[※この資料の5ページ目参照](#)

- 5) 意図的添加/不純物

- ・100%組成を記載し、不純物を記載した場合には 20:(不純物) を選択する。
- ・弊社 (SEC:セイコーエプソン) が指定している物質、製品については、物質名称もしくは製品名称を記入し 11:意図的添加 (SEC指定) を選択してください。その場合は他のシートへの記載の必要はありません。

2, 記入にあたっての留意点

(5) 基本情報の入力

④シート「基本情報」の製品名、構成成分情報の内容は他のシートへ反映されます。

法規制適合証明書

製品名		ABC-123染料			
物質名	含有量[%]	CAS No.	新規化学物質/既存化学物質		
			化審法	化審法 官報公示整理番号	労安法
			10: 既存化学物質 20: 新規化学物質 21: 新規(低生産量申請) 22: 新規(少量産申請) 30: 届出済み(官報公開前) 40: ポリマ-免除に該当 90: 対象外	官報整理番号を 記入してください。	10: 既存化学物質 20: 新規化学物質 21: 新規(少量免除) 30: 届出済み(官報公開前) 40: ポリマ-免除に該当 90: 対象外
カーボンブラック	15.00%	1333-86-4	90: 対象外	対象外	10: 既存化学物質
グリセリン	80.00%	56-81-5	10: 既存化学物質	2-242	10: 既存化学物質
添加剤	5.00%	非公開	22: 新規(少量産申請)	非開示	10: 既存化学物質

1. 基本情報Sheetで記入した内容がコピーされます。
記載する必要はありません。

2, 記入にあたっての留意点

(6) 新規化学物質/既存化学物質および該当法令への記入

それぞれのシート「日本」、「米国」、「欧州」、「欧州P」、「中国」、「韓国」、「各国Inv」、「法規制以外」、「製品」、「有害性」、「追加情報」へ各構成成分の新規化学物質/既存化学物質情報および該当法令について選択し、回答してください。

物質名	含有量[%]	CAS No.	新規化学物質/既存化学物質	
			化審法	化審法 官報公示整理番号
			10: 既存化学物質 20: 新規化学物質 21: 新規(低生産量申請) 22: 新規(少量産申請) 30: 届出済み(官報公開前) 40: ポリマー免除に該当 90: 対象外	官報整理番号を 記入してください。
カーボンブラック	15.00%	1333-86-4	90: 対象外	対象外
グリセリン	80.00%	56-81-5	10: 既存化学物質	2-242
添加剤	5.00%	非公開	22: 新規(少量産申請)	非開示

この欄には択肢が表示されています。

それぞれの物質について、該当する選択肢を選んで回答してください。

2, 記入にあたっての留意点

①, シート「日本」：各選択肢および記入欄について

		選択肢	
新規化学物質/ 既存化学物質	化審法	10:既存化学物質	・既存化学物質および届出を行い官報で公開されている。
		20:新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		21:新規(低生産量申請)	・低生産量申請を行っている。
		22:新規(少量新規申請)	・少量新規申請を行っている。
		30:届出済み(官報公開前)	・新規物質であり届出を行っているが、官報でまだ公開されていない。 ・官報で公開されたら証明書の改定をお願いします。
		40:ポリマー免除に該当	・化審法のポリマー免除に該当する。
		90:対象外	・天然物、元素などの化審法届出対象外の物質のである。
	化審法 官報整理番号	選択なし	・官報整理番号を記入してください。 ・機密情報の場合には、「非開示」とご記入ください。
	労安法	10:既存化学物質	・既存化学物質および届出を行い官報で公開されている。
		20:新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		21:新規(少量免除)	・少量新規確認物質の申請を行っている。
		30:届出済み(官報公開前)	・新規物質であり届出を行っているが、まだ官報にて公開されていない。
		40:ポリマー免除に該当	・労安法のポリマー免除に該当する。
90:対象外		・労安法にて届出対象外の物質に該当する。	

<参考URL>

化学物質総合情報提供システム (CHRIP) : https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

化審法(J-CHECK): http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja

労安法 (職場のあんぜんサイト): http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/KAG_FND.aspx

2, 記入にあたっての留意点

		選択肢	
該当法令	化審法 第1、第2特定	10:非該当（証拠）	・該当していないことを確認している。その証拠があり、提示できる。
		11:非該当（論理）	・該当していないことが論理的に予想できる。その論拠を提示できる。
		12:非該当（BAT値以下）	・BAT ルールが適用されており、行政当局から運用上の含有が認められており、BAT値以上の含有率ではない。
		21:第1種特定	・第1種特定化学物質に該当する。
		22:第2種特定	・第2種特定化学物質に該当する。
	化審法 監視、優先、特別一般	10:非該当	・監視化学物質、優先評価化学物質、特別一般化学物質に該当しない。
		21:監視	・監視化学物質に該当する。
		22:優先評価	・優先評価化学物質に該当する。
		23:特定一般	・特別一般化学物質に該当する。
	輸出貿易管理令 (別表第1～15)、第2	10:非該当	・輸出貿易管理令に該当しない。
		20:該当	・輸出貿易管理令に該当する。
	化管法	10:非該当	・特定第1種化学物質（0.1%以上）、第1種指定化学物質（1%以上）、第2種指定化学物質（1%以上）に該当しない。
		21:特定第1種	・特定第1種化学物質（0.1%以上）に該当する。
		22:第1種指定	・第1種指定化学物質（1%以上）に該当する。
		23:第2種指定	・第2種指定化学物質（1%以上）に該当する。

<参考URL>

化学物質総合情報提供システム（CHRIP）：https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

化管法：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

2, 記入にあたっての留意点

該当法令	労安法 禁止/許可	10:非該当	・製造禁止物質、製造許可物質に該当しない。
		21:製造禁止	・製造禁止物質に該当する。
		22:製造許可	・製造許可物質に該当する。
	労安法 表示/通知	10:非該当	・表示対象物質、通知対象物質に該当しない。(指定閾値以下)
		21:表示/通知対象	・表示対象、通知対象物質に該当する。(指定閾値以上)
		22:表示	・表示対象物質に該当する。(指定閾値以上)
		23:通知	・通知対象物質に該当する。(指定閾値以上)
	労安法 強い変異原性が認められた 化学物質	10:非該当	・労働安全衛生法第57条の4に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた物質、また、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた物質に該当しない。
		20:該当	・労働安全衛生法第57条の4に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた物質、また、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた物質に該当する。
	労安法 特化則	10:非該当	・特化則に該当しない。
		21:第2類物質	・第2類物質に該当する。
		22:第3類物質	・第3類物質に該当する。
	労安法 有機則	10:非該当	・有機則に該当しない。
		21:第1種有機溶剤	・第1種有機溶剤に該当する。
		22:第2種有機溶剤	・第2種有機溶剤に該当する。
		23:第3種有機溶剤	・第3種有機溶剤に該当する。

<参考URL>

化学物質総合情報提供システム (CHRIP) : https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

労安法表示/通知 (職場のあんぜんサイト): <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

労安法強い変異原性が認められた化学物質 : <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>

2, 記入にあたっての留意点

該当法令			
該当法令	毒劇法	10:非該当	・毒劇法に該当しない。(閾値未満)
		21:毒物	・毒物に該当する。(閾値以上)
		22:劇物	・劇物に該当する。(閾値以上)
	麻薬及び向精神薬取締法	10:非該当	・麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料に該当しない。
		20:該当	・麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料に該当する。
	家庭用品規制法	10:非該当	・特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ染料に該当しない。
20:該当		・特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ染料に該当する。	

<参考URL>

化学物質総合情報提供システム (CHRIP) : https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

薬物関連の法令等 (厚生労働省) :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

家庭用品規制法 (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114934.html>

2, 記入にあたっての留意点

②, シート「米国」：各選択肢および記入欄について

新規化学物質/ 既存化学物質	TSCA	10: 既存化学物質 (inventory 記載/新規届出後NOC提出済)	・TSCA inventory 記載されている。もしくは新規届出後NOC提出済である。	
		20: 新規化学物質	・新規化学物質に該当する。	
		30: PMN Reviewは終了しているがNOCは未提出	・PMN Reviewは終了しているがNOCは未提出	
		40: ポリマー免除に該当	・TSCAのポリマー免除に該当する。	
		90: 対象外	・TSCAの登録対象外の物質である。 混合物（水和物を含む）、不純物、副生物、単離されない中間体等	
	TSCA Active/Inactive	10: Active	・Activeリストに記載している、もしくはActiveの届出を実施済み。	
		20: Inactive	・Activeリスト載っていない、もしくはActiveの届出をしていない。	
		99: 不明	・Activeリストにのっているかわからない。	
	該当法令	TSCA §4(a)	10: 非該当	・TSCA §4(a)の対象物質に該当しない。
			20: 該当	・TSCA §4(a)の対象物質に該当する。
TSCA §5 SNUR		10: 非該当	・TSCA §5 SNURの対象物質に該当しない。	
		20: 該当	・TSCA §5 SNURの対象物質に該当する。	
TSCA §6		10: 非該当	・TSCA §6の対象物質に該当しない。	
		20: 該当	・TSCA §6の対象物質に該当する。	
TSCA §8(a) PAIR		10: 非該当	・TSCA §8(a) PAIRの対象物質に該当しない。	
		20: 該当	・TSCA §8(a) PAIRの対象物質に該当する。	
TSCA §12(b)		10: 非該当	・TSCA §12(b)の対象物質に該当しない。	
		20: 該当	・TSCA §12(b)の対象物質に該当する。	

<参考URL>

TSCA Inventory : <https://www.epa.gov/tsca-inventory>

EPA (Chemview): <https://chemview.epa.gov/chemview>

2, 記入にあたっての留意点

該当法令	CERCLA Hazardous Substances	10:非該当	・CERCLA Hazardous Substancesの対象物質に該当しない。
		20:該当	・CERCLA Hazardous Substancesの対象物質に該当する。
	EPCRA (SARA Title III) Section 302, Extremely Hazardous Substances	10:非該当	・EPCRA (SARA Title III)Section 302, Extremely Hazardous Substances の対象物質に該当しない。
		20:該当	・EPCRA (SARA Title III)Section 302, Extremely Hazardous Substances の対象物質に該当する。
	EPCRA (SARA Title III) Section 313, Toxic Chemical Release Inventory (TRI)	10:非該当	・EPCRA (SARA Title III)Section 313, Toxic Chemical Release Inventory (TRI)の対象物質に該当しない。
		20:該当	・EPCRA (SARA Title III)Section 313, Toxic Chemical Release Inventory (TRI)の対象物質に該当する。
	Clean Air Act Section 112, Hazardous Air Pollutants	10:非該当	・Clean Air ActSection 112, Hazardous Air Pollutants の対象物質に該当しない。
		20:該当	・Clean Air ActSection 112, Hazardous Air Pollutants の対象物質に該当する。
	米国輸出規則 (EAR)	10:非該当	・米国輸出規則 (EAR) の対象物質に該当しない。
		20:該当	・米国輸出規則 (EAR) の対象物質に該当する。
	米国輸出規則 (EAR) No.	該当する場合には No.を記入してください	・米国輸出規則 (EAR) に該当する場合にはECCN No.またはEAR99をご記入下さい。
	カリフォルニア州 Prop65	10:非該当	・カリフォルニア州Prop65の対象物質に該当しない。
		20:該当	・カリフォルニア州Prop65の対象物質に該当する。

<参考URL>

CERCLA/EPCRA/Clean Air Act :

<http://www2.epa.gov/epcra-tier-i-and-tier-ii-reporting/epcracerclacaa-ss112r-consolidated-list-lists-october-2012>

Proposition 65 : <https://oehha.ca.gov/proposition-65>

2, 記入にあたっての留意点

③, シート「欧州」：各選択肢および記入欄について

新規化学物質/ 既存化学物質	欧州REACH 登録状況	10: 欧州製造品	・欧州で製造されている物質である。
		11: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけ済)	・REACH登録済の物質であり、すでにSEC(セイコーエプソン)の輸入者を紐づけ済の物質である。
		12: REACH登録済 (必要時にはSECの輸入者を紐づけすることが可能)	・REACH登録済の物質であり、必要時にはSECの輸入者を紐づけすることが可能である。
		13: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけるの予定はない)	・REACH登録済の物質であるが、SECの輸入者を紐づけるの予定はない。
		21: REACH未登録 (必要時には登録可能)	・REACH未登録の物質であり、必要であれば登録可能である。
		22: REACH未登録 (登録の予定はない)	・REACH未登録の物質であり、登録の予定はない。
		40: ポリマーに該当	・ポリマーに該当する。 該当する場合のみ、“欧州P”のシートにモノマー情報をご記入ください。
	90: 対象外	・天然物などREACHの登録対象外の物質に該当する。	
	欧州REACH 登録状況 登録 トン数領域	10: 1-10t	・登録している場合に登録のトン数領域をご記入ください。
		11: 10-100t	
12: 100-1000t			
13: ≥1000t			
	20: 未登録	・未登録の場合にはこちらを選択してください。	
SECTon数量域		SECへ配分できる数量が、REACH登録のトン数領域に関わらず、制限される場合にはその数量 (単位も含めて) を記入をしてください。	
欧州REACH 登録番号	登録番号を記入してください。	・REACH登録番号をご記入ください。 機密の場合は下四桁以外をご記入ください。	
欧州REACH 登録状況 分類	10: 非該当	・REACH登録情報により、物質が危険有害性物質に該当しない。	
	20: 該当	・REACH登録情報により、物質が危険有害性分類に該当する	
	ハザードステートメントを記入してください。 (例: H318, H317等)	・REACH登録情報により危険有害性分類に該当する場合にはハザードステートメントを記入してください。	
EINECS/ ELINCS	10: ELINCSに該当	・EUの旧法のELINCS収載されている物質に該当する。	
	50: EINECS/NLPに該当	・EUの旧法のEINECS及びNLPに収載されている物質に該当する。	
	60: ELINCS/EINECS/NLPに非該当	・EINECS、ELINCS、NLPのどちらにも該当しない。	
	99: 不明	・確認できない。	

<参考URL> REACH/CLP/BPR(ECHA) : <https://echa.europa.eu/home>

2, 記入にあたっての留意点

該当法令			
該当法令	CLP 付属書VI	10:非該当	・CLP規則の付属書VIのリストに含まれる物質に該当しない。
		20:該当	・CLP規則の付属書VIのリストに含まれる物質に該当する。
		ハザードステートメントを記入してください。 (例：H318、H317等)	・CLP規則の付属書VIのリストに含まれる物質に該当する場合には、ハザードステートメントをご記入ください。
	EUH208	10:非該当	・EUH208（感さ性特別規定）に該当しない。
		20:該当	・EUH208（感さ性特別規定）に該当する。
	REACH 付属書XVII	10:非該当	・REACHの付属書XVIIで規制される物質に該当しない。
		20:該当	・REACHの付属書XVIIで規制される物質に該当する。
	REACH 付属書XIII	10:非該当	・REACHの付属書VIIIに該当しない。
		20:該当	・REACHの付属書VIIIに該当する。
	REACH Candidate list	10:非該当	・REACHのCandidate listの物質に該当しない。
		20:該当	・REACHのCandidate listの物質に該当する。
	BPR (EU殺生物性品規則)	10:殺生物性を意図していない	・意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動を阻害させる物質（殺生物性製品）に該当しない。
20:PT6承認済み		・PT6（Preservatives for products during storage：保管中の製品のための防腐剤）で承認済みの物質である。	
21:PT6申請中リストに収載		・PT6（Preservatives for products during storage：保管中の製品のための防腐剤）申請中リストに収載されている物質である。	
30:未収載		・意図的に、ある有害な生物を駆除、抑制、無害化、活動を阻害させる物質（殺生物性製品）であるが、承認済み及び申請中のリストには収載されていない。	

<参考URL>

REACH/CLP/BPR(ECHA) : <https://echa.europa.eu/home>

2, 記入にあたっての留意点

④, シート「欧州 P」: 各選択肢および記入欄について

<記入例>

ポリマーの場合、シート「欧州P」にそのポリマーを構成しているモノマーについての欧州REACHの登録情報を記入してください。

物質名	含有量[%]	CAS No.	欧州			
			新規化学物質/既存化学物質			
			欧州REACH			
登録状況	トン数領域	SECトン数領域	登録番号			
			10: 欧州製造品 11: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけ済) 12: REACH登録済 (必要時にはSECの輸入者を紐づけることが可能) 13: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけるの予定はない) 21: REACH未登録 (必要時には登録可能) 22: REACH未登録 (登録の予定はない) 40: ポリマーに該当 90: 対象外	10: 1-10t 20: 10-100t 30: 100-1000t 40: ≥1000t	SECへの配分できる数量が、REACH登録のトン数領域に関わらず、制限される場合にはその量を記入をしてください。	登録番号を
カーボンブラック	20.00%	1333-86-4	90: 対象外			
ポリマー-A	30.00%		40: ポリマーに該当			
ポリマー-B	50.00%		40: ポリマーに該当			

REACH ポリマー/モノマー-Sheet

ポリマー(物質名)	モノマー(物質名)	含有量[%]	CAS No.	欧州	
				新規化学物質/既存化学物質	
				登録状況	
ポリマー-A	モノマー-c	50.00%	123-45-6	10: 欧州製造品	
ポリマー-A	モノマー-d	50.00%	Confidential	12: REACH登録済 (必要時にはSECの輸入者を紐づけることが可能)	
ポリマー-B		30.00%	Confidential	22: REACH未登録 (登録の予定はない)	
ポリマー-B		70.00%	Confidential	22: REACH未登録 (登録の予定はない)	

ポリマーを構成しているモノマー名を記入ください

モノマーについて回答してください。

対象ポリマー名を記載してください。

2, 記入にあたっての留意点

新規化学物質/ 既存化学物質	欧州REACH 登録状況 (モノマー)	10: 欧州製造品	・欧州で製造されている物質である。
		11: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけ済)	・REACH登録済の物質であり、すでにSECの輸入者を紐づけ済の物質である。
		12: REACH登録済 (必要時にはSECの輸入者を紐づけすることが可能)	・REACH登録済の物質であり、必要時にはSECの輸入者を紐づけすることが可能である。
		13: REACH登録済 (SECの輸入者を紐づけるの予定はない)	・REACH登録済の物質であるが、SECの輸入者を紐づけるの予定はない
		21: REACH未登録 (必要時には登録可能)	・REACH未登録の物質であり、必要であれば登録可能である。
		22: REACH未登録 (登録の予定はない)	・REACH未登録の物質であり、登録の予定はない。
		90: 対象外	・天然物などREACHの登録対象外の物質に該当する。
	欧州REACH 登録状況 (モノマー) 登録 トン数領域	10: 1-10t	・登録している場合に登録のトン数領域をご記入ください。
		11: 10-100t	
		12: 100-1000t	
		13: ≥1000t	
		20: 未登録	・未登録の場合にはこちらを選択してください。
	欧州REACH 登録番号 (モノマー)		・REACH登録番号をご記入ください。 機密の場合は下四桁以外をご記入ください。

<参考URL>

REACH/CLP/BPR(ECHA) : <https://echa.europa.eu/home>

2, 記入にあたっての留意点

⑤, シート「中国」：各選択肢および記入欄について

新規化学物質/ 既存化学物質	中国 新化学物質管理便法	10: 既存化学物質	・既存化学物質リストに記載されている。
		20: 新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		21: 2003年10月14日以前に 中国輸入実績あり	・2003年10月14日以前に中国輸入実績がある物質
		30: 届出済み(名録に未収載)	・届出済みであるが、名録に記載されていない物質である。
		40: ポリマー簡易申告のカテゴリ に該当	・ポリマー簡易申告のカテゴリに該当する物質出である。
		90: 対象外	・新化学物質管理便法の登録対象外の物質である。
該当法令	輸出入厳格制限 有毒化学品	10: 非該当	・中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録にリストされる物質に該当しない。
		20: 該当	・中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録にリストされる物質に該当する。
	危険化学品	10: 非該当	・危険化学品に該当しない。
		20: 該当	・危険化学品に該当する。
	劇毒化学品	10: 非該当	・劇毒化学品に該当しない。
		20: 該当	・劇毒化学品に該当する。

<参考URL>

中国既存化学物質目録：

http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm

輸出入厳格制限有毒化学品（中国で輸出入が厳しく制限される有毒化学品目録）：

http://www.mepsc.cn/ggzc/bszn/wx_yd_hxpjl/zcfg/201808/t20180808_451118.shtml

2, 記入にあたっての留意点

⑥, シート「韓国」：各選択肢および記入欄について

新規化学物質/ 既存化学物質	韓国 化評法	10:化評法登録済	<ul style="list-style-type: none"> ・既存化学物質に該当する物質であり、化評法の登録が完了している。 ※登録対象既存化学物質リストの物質に該当し、登録が完了している場合には12を選択してください ・新規物質に該当するが、化評法の登録が完了している。
		11:既存化学物質_申告済	・既存化学物質であり、登録はしていない。事前申告を行っている。
		12:既存_登録対象_登録済	・登録対象既存化学物質リストに該当する物質であり、登録が完了している。
		20:新規化学物質	・新規物質に該当する。申告、登録を行っていない。
		21:既存_登録対象_未登録	・登録対象既存化学物質リストに該当する物質であるが、登録していない。
		22:既存化学物質_未申告	・既存化学物質であり、事前申告していない。
		30:新規化学物質_申告済	・新規物質に該当し、申告している。
		40:ポリマー免除に該当	・ポリマー免除に該当する物質である。
		41:ポリマー免除に該当_免除申請済	・ポリマー免除に該当し、確認免除申請を行っている物質である。
		42:ポリマー免除非該当_旧有害法免除済	・旧有害法にてポリマー免除の対象物質で免除申請を行っていたが、改正化評法ではポリマー免除に非該当である。
	90:対象外	・登録対象外の物質である。	
	韓国 産業安全保健法	10:既存化学物質	・既存化学物質に該当する。
		20:新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		30:届出済み	・届出を行った物質である。
		40:ポリマー免除に該当	・ポリマー免除に該当する物質である。
		90:対象外	・登録対象外の物質である。

<参考URL>

韓国 化学物質情報システム (NCIS) : <http://ncis.nier.go.kr/main.do>

2, 記入にあたっての留意点

該当法令	化評法 禁止化学物質	10:非該当	・化評法の禁止化学物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の禁止化学物質に該当する。
	化評法 制限物質	10:非該当	・化評法の制限物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の制限物質に該当する。
	化評法 許可物質	10:非該当	・化評法の許可物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の許可物質に該当する。
	化評法 有毒物質	10:非該当	・化評法の有毒物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の有毒物質に該当する。
	化評法 事故備え物質	10:非該当	・化評法の事故備え物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の事故備え物質に該当する。
	化評法 CMR物質	10:非該当	・化評法のCMR物質に該当しない。
		20:該当	・化評法のCMR物質に該当する。
	化評法 重点管理物質	10:非該当	・化評法の重点管理物質に該当しない。
		20:該当	・化評法の重点管理物質に該当する。

<参考URL>

韓国 化学物質情報システム (NCIS) : <http://ncis.nier.go.kr/main.do>

2, 記入にあたっての留意点

⑦, シート「各国Inv」：各選択肢および記入欄について

新規化学物質/ 既存化学物質	オーストラリア 1989年工業化学品法 AICS	10: 既存化学物質 (AICSに収載)	・既存化学物質リスト(AICS) に収載されている物質である。
		21: 新規化学物質 (ナノ材料に該当)	・新規化学物質であり、ナノ材料に該当する。 (NICNASの定義するナノ材料に該当するかの確認をお願いいたします。)
		22: 新規化学物質 (ナノ材料に非該当)	・新規化学物質であり、ナノ材料に該当しない。 (NICNASの定義するナノ材料に該当するかの確認をお願いいたします。該当しない場合は、その根拠をご提示いただくよう、お願いする場合があります。)
		31: STD届出済	・STD届出を行っている。
		32: LTD届出済	・LTD届出を行っている。
		33: PLC届出済	・PLC届出を行っている。
		40: ポリマー免除に該当	・ポリマー免除に該当する。
		90: 対象外	・対象外の物質に該当する。
		ニュージーランド NZIoC	10: 既存化学物質
	20: 新規化学物質		・新規化学物質に該当する。
	90: 対象外		・対象外の物質である。
	フィリピン PICCS	10: 既存化学物質 (PICCSに収載)	・既存化学物質リスト(PICCS)に収載されている物質である。
		20: 新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		30: 届出済み(NOC未提出)	・届出を行っているが、NOCが未提出である。
		40: ポリマー免除に該当	・ポリマー免除に該当する。
90: 対象外		・登録対象外の物質である。	

<参考URL>

オーストラリア AICS : <https://www.nicnas.gov.au/chemical-inventory>

ニュージーランド NZIoC : <https://www.epa.govt.nz/database-search/new-zealand-inventory-of-chemicals-nzioc/>

フィリピン PICCS : http://chemical.emb.gov.ph/?page_id=138

2, 記入にあたっての留意点

新規化学物質/ 既存化学物質	カナダ DSL/NDSL	10: 既存化学物質(DSL)	・既存化学物質リスト(Domestic substances list)に収載されている。
		20: 新規化学物質	・新規化学物質に該当する。
		30: NDSL	・NDSLリストに収載されている。
		41: ポリマー(免除に該当)	・免除に該当するポリマーである。
		42: ポリマー(免除に非該当)	・免除に非該当のポリマーである。
		90: 対象外	・登録対象外の物質である。
	カナダ (オンタリオ州)	10: 既存化学物質	・既存化学物質である。
		20: 新規化学物質	・新規化学物質である。
		90: 対象外	・登録対象外の物質である。
		99: 不明	・リストがわからないので確認できない。
	台湾	10: 既存化学物質	・既存化学物質リストに収載されている。
		20: 新規化学物質	・新規化学物質である。
90: 対象外		・対象外の物質である。	

<参考URL>

DSL/NDSL : <http://www.ec.gc.ca/lcpe-cepa/default.asp?lang=En&n=EE479482-1>

DSL/NDSL (物質検索) : <https://pollution-waste.canada.ca/substances-search/Substance?lang=en>

オンタリオ州 : http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regs/english/elaws_regs_900852_e.htm

台湾 (CSNN 化学物質登記管理) : <https://csnn.osha.gov.tw/content/home/index.aspx>

2,記入にあたっての留意点

⑧,シート「法規制以外」：各選択肢および記入欄について

法規制以外 (将来法規制される可能性が高い物質)	発がん性、変異原性、生殖毒性※1	10:非該当	・リストの発がん性、変異原性、生殖毒性の物質に該当しない
		20:該当	・リストの発がん性、変異原性、生殖毒性の物質に該当する。
	欧州CLP CLH物質 ※2	10:非該当	・ECHAのHPで分類を提案しているCLH物質に該当しない。
		20:該当	・ECHAのHPで分類を提案しているCLH物質に該当する。
		提案されているハザードステートメントを記入してください。 (例：H318、H317等)	・該当する場合には提案されているハザードステートメントを記入してください。
	動物性油脂由来原料を使用 (対象物質：グリセリン)	10:非該当	グリセリンの場合に回答ください。 ・動物性の原料を使用していない。
		20:該当	グリセリンの場合に回答ください。 ・動物性の原料を使用している。

※1：発がん性、変異原性、生殖毒性※1

以下の国際的機関のいずれかのリストにある物質

- ①IARC：グループ1、2A、2B ②日本産業衛生学会：第1群、第2群A,B ③ACGIH（米）：A1、A2
④米国EPA：A,B,C ⑤米国NTP：人に対して発癌性のあること、合理的に人発癌性があることが予想される
⑥MAKリスト（独）：MAK1,2,3A,3B ⑦TRGS 905（独）：発癌性、変異原性、生殖毒性の物質

IARC <http://www.inchem.org/pages/iarc.html>

日本産業衛生学会 <https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=309>

NTP <https://ntp.niehs.nih.gov/>

※2：欧州CLP CLH物質

ECHAのHPで公開されている下記のリストにある物質

Registry of CLH intentions until outcome

<https://echa.europa.eu/registry-of-clh-intentions-until-outcome>

2,記入にあたっての留意点

⑨,シート「製品」：各選択肢および記入欄について

該当法令 該当法令	日本 消防法	10:非該当	・製品として消防法には該当しない。
		21:第一類 酸化性固体	・製品として第一類 酸化性固体に該当する。
		22:第二類 可燃性固体	・製品として第二類 可燃性固体に該当する。
		31:第三類 自然発火性物質および禁水性物質	・製品として第三類 自然発火性物質および禁水性物質に該当する。
		41:第四類 引火性液体 特殊引火物	・製品として第四類 引火性液体 特殊引火物に該当する。
		42:第四類 引火性液体 アルコール類	・製品として第四類 引火性液体 アルコール類に該当する。
		43:第四類 引火性液体 第一石油類 水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第一石油類 水溶性に該当する。
		44:第四類 引火性液体 第一石油類 非水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第一石油類 非水溶性に該当する。
		45:第四類 引火性液体 第二石油類 水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第二石油類 水溶性に該当する。
		46:第四類 引火性液体 第二石油類 非水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第二石油類 非水溶性に該当する。
		47:第四類 引火性液体 第三石油類 水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第三石油類 水溶性に該当する。
		48:第四類 引火性液体 第三石油類 非水溶性	・製品として第四類 引火性液体 第三石油類 非水溶性に該当する。
		49:第四類 引火性液体 第四石油類	・製品として第四類 引火性液体 第四石油類に該当する。
		40:第四類 引火性液体 動植物油類	・製品として第四類 引火性液体 動植物油類に該当する。
		51:第五類 自己反応性物質	・製品として第五類 自己反応性物質に該当する。
		61:第六類 酸化性液体	・製品として第六類 酸化性液体に該当する。
	71:指定可燃物	・製品として指定可燃物に該当する。	
	中国 化学品危険性鑑定と分 類管理弁法	10:鑑定済み 危険性無	・化学品危険性鑑定を行っており、危険性はない。
		11:鑑定済み 危険性有	・化学品危険性鑑定を行っており、危険性はある。
		20:未鑑定	・未鑑定である。

2,記入にあたっての留意点

⑩,シート「有害性」：各選択肢および記入欄について

- Ames試験は、必須です。
以下の通り、記入及び項目の選択をしてください。

Ames試験を製品（混合物）で実施した場合には製品名をご記入ください。
試験結果が物質の場合は物質名をご記入ください。

有害性情報（必須情報）				
試験名	試験法			結果
	試験法	GLP	その他の試験方法の場合は下記に記入	
選択肢	10:5菌 20:No Data 30:その他	10:GLP試験 11:非GLP試験	(自由記入)	10:Negative 20:Positive 30:No Data
Ames試験	10:5菌GLP試験	10:GLP試験		10:Negative

GLP試験か非GLP試験なのか
を選択してください。

Ames試験の結果を選択してください。

Ames試験の方法を選択してください。
30：その他の場合には自由記入欄にその他の試験法をご記入ください。

2, 記入にあたっての留意点

- 急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性試験情報を保有しておりましたら、ご回答ください。

試験を製品（混合物）で実施した場合には製品名をご記入ください。
試験対象が物質の場合は物質名をご記入ください。

有害性情報（保有情報）						
試験名	試験法			結果		GHS分類
	試験法	GLP	その他の試験方法の場合は下記に記入	LD50[mg/kg]	動物種	
選択肢	10:OECD Test Guideline No.423 20:No Data 30:その他の試験方法	10:GLP試験 11:非GLP試験	(以下にご記入ください。)	(自由記入)	(自由記入)	(自由記入)
急性経口毒性	10:OECD Test Guideline No.423		OECD Test Guideline No.4**	>2000	ラット	1

試験法を選択してください。

試験結果をご記入ください。
代替法を実施し、結果としてGHS分類を判定されている場合は「GHS分類」項目にその内容をご記入ください

2,記入にあたっての留意点

⑪,シート「追加情報」：各選択肢および記入欄について

製品名	ABC-123染料
-----	-----------

追加情報 (他に追加情報がある場合にはここに記入していただくか、資料を添付してください。)

- ・他に追加情報がある場合には記入いただくか、資料を添付してください。
- ・既にご連絡いただいている法規制適合証明書との間に変更が生じた場合には、提出の際に変更箇所と理由を追加情報に記載してください。

3,提出先及び問合せ先

(1) 提出先

原紙を弊社調査依頼担当者宛てに送付ください。

(2) 記載内容に関する問い合わせ先

セイコーエプソン株式会社 プリンティングソリューションズ事業部 P要素技術・製造部

メールアドレス：Chemical_surveys@exc.epson.co.jp

※ご参考まで、各国の既存物質リスト、規制に関連するURLを各ページに載せています。

なお、各サイトの免責事項にご留意いただくと共に、法規制適合証明書への記入に当たっては、貴社の責任において、ご記入下さい。

EPSON
EXCEED YOUR VISION